

みやこ

## 京・くらしの安心安全情報

第89号

(平成28年10月)

京都市消費生活総合センター

## ～ 目 次 ～

インターネット通販トラブル「お試し」のつもりが定期購入だった！ (2面)

インターネットで予約した旅行に関するトラブルにご注意を！ (3面)

身の回りにリコール対象製品はありませんか？ (4面)

## 1 この秋はお出かけするなら

**消費生活フェスタ2016** へ行こう！！**11/26(土)****入場無料**

昨年の「消費生活フェスタ2015」に引き続き、今年も、小さなお子さまから高齢者の方々までが、消費生活について楽しみながら学んでいただける参加型のイベントを開催します。たくさんの皆様のご来場をお待ちしています！

楽しそうだね！

家族みんなで  
行ってみよう！

## ■ 開催日時

平成28年11月26日(土) 午前9時～午後4時30分

## ■ 開催場所

みやこめっせ(京都市勧業館：左京区岡崎成勝寺町9番地の1)

## ■ 実施内容

## ① ワークショップ

おやつを作って食べよ～！(お土産付き)

世界にひとつだけのオリジナルくつしたを作ろう！

オリジナルカイロを作ろう！

## ② ステージイベント

子どもとおこづかい～おこづかいの渡し方はこれでいい？～

劇団ひまわりによる「ダメされないで！振り込め詐欺撲滅隊」

## ③ ブース出展

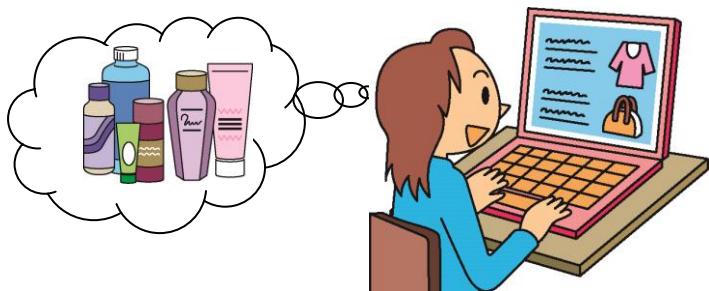
～目指せ消費者力アップ！～消費生活クイズ など

## ■ その他

「エコまちフェスタ」、「京都やんちゃフェスタ(第2部)」、「市民すこやかフェア」及び「健康長寿のまち・京都いきいきフェスタ」を同時開催します。

## 2 インターネット通販トラブル「お試し」のつもりが定期購入だった！！

ホームページで「健康に良い」、「美容に良い」などという広告を見て、お試し用の商品を注文したつもりが、定期購入になっていたというトラブルが急増しています。



### 事例

- 健康サプリメントの広告を見て、お試し価格500円だったので申し込んだ。1回限りの購入のつもりだったが、その後、「最低6回の定期契約になっている。」と定期契約分の料金を請求された。
- 通信販売でお試し価格1,000円の健康食品を注文した。1回限りの購入のつもりだったが、2回目が届いた。解約したいが電話が繋がらない。
- ホームページを見て化粧水の契約をした。「通常2万円を初回のみ1,000円のモニターコース」とあったので、「お試し」のつもりで注文した。ところが肌が荒れてしまったので、初回のみでやめたいと思い業者に連絡したら、「定期購入しない場合の初回分は2万円になる。」と言われた。

### <アドバイス>

- **定期購入の場合、一定期間の購入を条件に初回分が格安の金額や無料になっていることが多くあります。商品を購入する際は金額だけでなく、契約内容をよく確認しましょう。**
- **通信販売には、クーリング・オフ制度の適用がありません。解約については事業者が定めるルールによることとなりますので、解約条件や解約の申し出先等を注文前によく確認しましょう。**
- **広告表現の適正化等に取り組んでいる（公社）日本通信販売協会（JADMA(ジャドマ)）に加入している事業者の広告にはジャドママークが表示されています。商品を購入する際の参考にしましょう。**



- **お困りの時は、京都市消費生活総合センターにご相談ください。京都市消費生活総合センターの相談窓口は ☎256-0800です。（相談受付時間：月～金 午前9時～午後5時）**



### 3 インターネットで予約した旅行に関するトラブルにご注意を！



最近、海外事業者が運営する旅行サイトで航空券やホテルの予約を申し込む方が増えていますが、「キャンセルをしても航空券代がまったく戻らない。」「変更が必要になり連絡をとっても電話が繋がらない。」といった相談事例が目立ちます。日本語のホームページであっても、**外国の旅行会社との契約の場合、日本の旅行業法の適用がされない場合もあり**、日本の旅行会社とは解約条件が異なり、より厳しい条件の取消料が発生することもあります。申込みをするに当たっては、キャンセル規約などの記載事項をあらかじめ十分に確認して、慎重に行う必要があります。

#### ～消費者へのアドバイス～

① **契約前に旅行サイトの所在地情報等を確認しましょう！**

国内の旅行サイトの場合は、当該旅行サイトを運営する事業者が旅行業法の登録があるかを確認しましょう。また、海外旅行サイトの場合は、顧客対応窓口への連絡手段（電話、メールなど）や日本語対応をしているかどうか等を確認しましょう。

② **旅行条件、解約条件及び変更条件について、記載事項をよく確認しましょう！**

申込みの際には、解約や変更する場合の条件についても確認をしておきましょう。トラブルが起きても対応できる体制が整っているかどうかを、サイト選びの判断基準にしましょう。

③ **予約確認メール等は、印刷して、旅行が終わり、請求が済むまで保管しましょう！**

④ **不安な場合はまず相談！**

疑問な点があったら、すぐに京都市消費生活総合センターにご相談ください。

**京都市消費生活総合センター**の相談窓口は **☎256-0800** です。

（相談受付時間：月～金 午前9時～午後5時）

## 4 身の回りにリコール対象製品はありますか？

消費者庁が平成27年度中に事業者から報告を受けたリコール対象製品による火災などの重大事故の報告は100件にもなります。ガスコンロ、電子レンジなどのキッチンまわりの製品についても重大事故が多発しており、注意喚起が行われています。事故にあわないために、お手持ちの製品のリコール情報をご確認ください。リコール対象製品は、すぐに使用を中止し、事業者に連絡しましょう。



「リコール」情報を入手するには

回収・無償修理等  
消費者庁  
リコール情報サイト

✉ リコール情報



消費者庁のリコール情報サイトで閲覧できます。また、メール配信サービスに登録し、新着リコール情報を入手することもできます。

<http://www.recall.go.jp/>

その他



新聞の社告、テレビCM、折込チラシ、店頭のパスターなどに掲載されることがあります。



商品を購入した際、メーカーに対してユーザー登録したり、販売店の会員になることでリコール情報が届く体制を整えている事業者もあります。



通信販売で購入した場合は、直接購入者に届くこともあります。

【編集後記】悪徳商法の被害者に代わり、消費者団体が業者側に損害賠償の訴訟を起こせるようにした「集団的消費者被害回復訴訟制度」が10月から開始されました。これまで消費者団体が業者の不当な勧誘行為を差し止め請求できる制度がありましたが、損害賠償を求めることができず、被害者は個別に請求するしかありませんでした。

今年に入り、その他、電気通信事業法の改正等、消費者の皆様の利益を擁護する措置が講じられています。今後とも、様々な契約トラブルに関する情報、消費者関連法の改正内容等について情報を発信し、皆様の身近な相談窓口であるよう努めてまいります。

消費生活に関する困りごとがあれば気軽にご相談ください。

京都市消費生活総合センター ☎256-0800 (消費生活相談専用)

☎256-3160 (多重債務相談専用)

相談受付時間 月～金(祝休日を除く。)午前9時～午後5時

京都市中京区烏丸御池東南角 アーバネックス御池ビル西館4階

京都市消費生活総合センター

検索

\*年末年始を除く土・日・祝日の緊急時の消費生活に関する相談については、

土日祝日電話相談 ☎257-9002 午前10時～午後4時(電話相談のみ)

この印刷物が不要になれば「雑がみ」として古紙回収等へ！



平成28年10月発行 京都市文化市民局暮らし安全推進部消費生活総合センター



京都市印刷物 第284636号